

第9号様式の2（第11条関係）

令和2年度電源立地地域対策補助金事業評価報告書

地第 151 号

令和3年1月14日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住所 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号

氏名 霧島市長 中重 真一

印



令和2年7月16日付けエネ政第277号をもって交付の決定の通知を受けた電源立地地域対策補助金にかかる補助事業の成果の評価について、鹿児島県電源立地地域対策補助金交付要綱第11条第3項の規定により、別紙のとおり報告します。

記

I 事業評価総括表

(単位：円)

番号	措置名	補助事業の名称	補助事業者名又は間接補助事業者名	補助事業に要した費用	補助金充当額	備考
1	公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置	市道 姫城中央線 道路維持工事	霧島市	15,125,000	13,500,000	

(備考) 事業が2つ以上の場合は必要に応じ欄をもうけること。

II 事業評価個表

番号	措置名	補助金事業名
1	公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置	市道 姫城中央線 道路維持工事
補助事業者名又は間接補助事業者名		霧島市
補助事業実施場所	霧島市 隼人町姫城 地内	
補助事業の概要	<p>市道姫城中央線は、県道日当山敷根線と県道都城隼人線を結ぶ市道であり、生活道路としての利用はもちろんのこと、市内外へ向かう車両が多く通行する路線です。平成5年に完成した当該路線は、その後、周辺の宅地化が進み交通量も増えている状況であり、舗装の耐用年数(概ね10年)も大幅に超過していることから、路面損傷が著しい状態となったため、応急的に一部の舗装補修を実施してきました。令和元年度に引き続き、計画的な道路維持工事を行います。</p> <p>&lt;道路維持工事&gt;            施工延長 L=125m、幅員 W=8.0m            路上路盤再生工 A=1,040m<sup>2</sup></p>	
補助事業に関する主要政策・施策と目標	<p>第二次霧島市総合計画（平成30年度～令和9年度）            政策2 くらし みどりあふれる快適で暮らし続けたいまちづくり            施策3 快適生活の基盤づくりの推進            2. 道路ネットワークの構築と道路施設の維持            ・幹線道路のバイパス道路や地域の拠点施設を結ぶアクセス道路等の整備を推進し、道路ネットワークの構築を図ります。            目標：市道の改良率            現状47.4%（平成29年度）            目標48.0%（令和4年度）</p>	

事業開始年度	令和元年度	事業終了（予定）年度	令和4年度			
事業期間の設定理由	当該路線のうち、500mを4年間の工期に分けて実施する予定であるため。					
補助事業の成果目標及び成果実績	成果目標	成果指標	単位	評価年度	令和5年度	
	市道の改良率 48.0%	市道の改良率：規格改良 済÷実延長× 100（%）	成果実績	%		
			目標値	%	48.0	
			達成度	%		
	評価年度の設定理由					
	第二次霧島市総合計画における前期基本計画終期の翌年度に評価を実施。					
	交付金事業の定性的な成果及び評価等					
	市道姫城中央線について、道路の舗装状況の改善により、通行する車両や歩行者の安全性を確保するとともに、周辺地域の利便性向上に繋げ、あわせて道路維持に係る負担の軽減も図り、地域住民の福祉の向上を図りました。 「市道の改良率」については、令和5年度に改めて達成度合いを測定予定です。					
評価に係る第三者機関等の活用の有無						
無						
補助事業の活動指標及び活動実績	活動指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	姫城中央線の舗装整備延長	活動実績	m	-	100	125
		活動見込	m	-	100	125
		達成度	%	-	100	100
補助事業の総事業費等	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考		
総事業費	0	15,330,000	15,125,000	30,455,000円（2ヶ年計）		
補助金充当額	0	13,500,000	13,500,000			
うち文部科学省分	0	0	0			
うち経済産業省分	0	13,500,000	13,500,000			
補助事業の契約の概要						
契約の目的		契約の方法		契約の相手方		契約金額
道路維持工事		条件付一般競争入札		株式会社 川原建設（霧島市）		15,125,000
補助事業の担当課室	霧島市建設部建設施設管理課					
補助事業の評価課室	霧島市企画部地域政策課					

- 
- (備考) (1) 事業ごとに作成すること。
- (2) 番号の欄には、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。
- (3) 補助事業の概要の欄は、事業内容、必要性、期待される効果等を記載すること。
- (4) 補助事業に関係する主要政策・施策とその目標の欄は、当該事業が関連づけられてい上位政策・施策とその目標を記載すること。
- (5) 事業期間が複数年度にわたる事業については事業期間の設定理由を記載すること。
- (6) 成果目標及び成果指標の欄は、補助事業に関係する主要政策・施策とその目標を踏まえて定量的に記載すること。  
当該事業の定量的評価が困難な場合には、成果目標の欄に、定性的な目標を、補助事業の定性的な成果及び評価等の欄に、
- (7) 評価年度及び評価年度の設定理由の欄は、補助事業の内容、成果目標及び成果指標を踏まえ記載すること。
- (8) 成果実績の欄は、評価年度に成果指標に基づき測定した数値を記載すること。ただし、評価年度が到来していない場合は、  
なお、成果実績を別途報告する際に、補助事業の評価に第三者機関等を活用する場合には、当該機関等による評価についても、併せて報告を行うこと。
- (9) 補助事業の定性的な成果及び評価等の欄は、上記(6)の定量的評価が困難な場合における定性的な成果及び評価の記載の
- (10) 評価に係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、第三者機関等の名称及び
- (11) 補助事業の活動指標及び活動実績の欄は、当該事業の進捗度、利用量等の活動量を記載すること。
- (12) 補助事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合には必要に応じ欄を設けること。
- (13) 補助事業の担当課室の欄は事業を実施した課室を、補助事業の評価課室の欄は事業評価を実施した課室の名称を記載すること







着工前

No. 5~No. 11+5



完成

No. 5~No. 11+5

着工前

No. 11+5~No. 5



完成

No. 11+5~No. 5





着工前

No. 5~No. 11+5



完 成

No. 5~No. 11+5

着工前

No. 5~No. 7



着工前

No. 7~No. 9



着工前

No. 9~No. 11+5





完成

---

No. 5~No. 7

---



完成

---

No. 7~No. 9

---



完成

---

No. 9~No. 11+5

---

着工前

No. 11+5~No. 9



余白

余白



完成

No. 11+5~No. 9

余白

余白